

# 友の会規程

制 定	平成18年3月27日議決
一部改正	平成20年3月17日議決
一部改正	平成21年3月27日議決
一部改正	平成24年6月29日議決
一部改正	平成25年3月12日議決
一部改正	平成26年3月14日議決
一部改正	平成29年3月14日議決

(趣旨)

第1条 公益財団法人尾瀬保護財団（以下「財団」という。）定款第48条第3項の規定に基づき、友の会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 財団の事業活動について、尾瀬を愛する多くの人々や企業、団体から広く意見や要望を聞くとともに、若い世代から家族の方々まで幅広く支援を求めながら、自然保護運動の原点とも言われる尾瀬をみんなで守り、みんなで楽しむ気運を醸成することを目的とする。

(会員の種類)

第3条 友の会会員の種類は、次のとおりとする。

- 一 特別会員（以下「特別会員」という。）
- 二 財団の活動趣旨に賛同する個人、企業等は友の会の会員（以下「会員」という。）

(特別会員)

第4条 財団の活動に対して多大な貢献のある企業については、特別会員として理事会の議決を経て、理事長が任命する。

2 特別会員の期間は、3年間とし、任命書に明記する。

(会員及び会費)

第5条 財団の活動趣旨に賛同する個人、企業等は友の会の会員（以下「会員」という。）になることができる。

2 会員になろうとするときは、財団事務局に加入申込書を提出し、会費を納入するものとする。

3 会員には会員証を発行する。

4 会員の期間は加入又は更新から1年間とし、会員証に明記するものとする。

5 友の会から退会しようとする会員は、その意思を財団事務局に伝えることにより退会することができる。

6 友の会の会費は、会員の区分ごとに一口当たり次のとおりとし、一口以上納入することができる。

一 個人会員	年額	2,000円
二 ユース会員（加入又は更新日現在満22歳以下）	年額	1,500円
三 家族会員（個人会員と同居の家族）	年額	1,500円
四 賛助会員（企業、団体等）	年額	10,000円

7 会費は、原則として払込、振替又は振込により、所定の期日までに納入しなければならない。

8 所定の期日までに会費を納入しない場合は、第5項の規定にかかわらず退会したものとみなす。

(特典)

第5条 会員は、理事長が別に定める特典を受けることができるものとする。

(庶務)

第6条 友の会の庶務は、財団事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規程の定めによるもののほか、友の会の運営に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日施行)

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日施行)

附 則

この規程は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月14日から施行する。